



新型コロナウイルス感染症拡大に伴う

市の生活支援・ 経済対策等のお知らせ

本冊子は、**新型コロナウイルス感染症**の影響に係る市の生活支援と経済対策等をまとめたものです。詳しくは、各支援制度に記載している担当課へ直接お問い合わせください。

※最新の情報は市ホームページ「新型コロナウイルス感染症関連情報」からご確認ください。

令和4年
6月30日
発行



対象となる制度がないか、是非ご確認ください。

- 1 個人・世帯向け情報 …………… P2～P7
- 2 事業者向け情報 …………… P8～P11

1 個人・世帯向け情報



【給付等】

① 国民健康保険被保険者に対する傷病手当金による支援

国民健康保険被保険者のうち、以下の要件に該当する方に傷病手当金を支給します。

対象者 給与等を受給している方で、新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱等の症状があり感染が疑われたため、労務に服することができず、その期間給与等の全部または一部の支払を受けることができなかった方

支給対象日数 労務に服することができなくなった日から起算して連続3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日数

支給額 傷病手当金の支給を受けることができる初めの日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等収入の合計額を就労日数で除した金額×3分の2×日数=支給額(支給額には上限があります。)
※給与等の一部の支払を受けた場合で、受けた給与等の額が傷病手当金の支給額より少ない時は、その差額を支給

支給期間 支給を始めた日から起算して1年6月を超えない期間
(適用期間は令和2年1月1日から令和4年9月30日まで)
※適用期間が延長されました。

申請等 傷病手当金の支給対象となる方は、傷病手当金支給申請書等の提出が必要となります。下記のものを持参のうえ各総合支所に提出してください。
支給申請書の様式は市ホームページからダウンロードできるほか、各総合支所にも設置しています。

【支給申請の際持参していただくもの】

- 傷病手当金支給申請書(世帯主記入用)
- 傷病手当金支給申請書(被保険者記入用)
※事業主の証明が必要です。
- 傷病手当金支給申請書(事業主記入用)
- 傷病手当金支給申請書(医療機関記入用)
※検査の結果陰性の場合などは省略できます。
- 世帯主の振込口座の分かるもの
- 支給対象者の国民健康保険被保険者証
- 医療機関を受診したことが分かる領収書、診療明細書等



課税上の取扱い 本給付金は非課税となります。

問い合わせ 市民生活部国保年金課／0220-58-2166(平日 8:30~17:15)

② 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)による支援



申請期限 / 令和5年2月28日まで

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、食費等の物価高騰等による支出の増加の影響を勘案し、ひとり親世帯に対し給付金を支給します。

支給対象者 次の①～③のいずれかに該当する方

- ①令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方
- ②公的年金等を受給していることにより児童扶養手当の支給を受けていない方
※公的年金等を受給していることにより児童扶養手当が受給できないため、児童扶養手当の認定を受けていない方も対象となります。
※令和4年4月末時点でひとり親、かつ、令和2年中の収入(所得)が定められた基準額未満であることが必要です。
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少したことで、児童扶養手当を受給している方と同じ水準になる方

※児童扶養手当を受給できる収入の目安

- 令和2年2月以降の収入について、収入が減少した任意の1か月の収入月額を12か月に換算(12倍)し、その額が年間収入額を下回る場合、児童扶養手当を受給できる収入の水準となります。
- 申請者本人の年間収入額が児童扶養手当を受給できる収入の水準にあっても、扶養義務者(同居の家族)がいる場合、扶養義務者も同様に児童扶養手当を受給できる収入の水準である必要があります。※扶養義務者全員の収入確認が必要

区分	扶養人数	収入月額	年間収入額
本人	0人	259,500円 未満	3,114,000円 未満
	1人	304,166円 未満	3,650,000円 未満
	2人	343,750円 未満	4,125,000円 未満
	3人	383,333円 未満	4,600,000円 未満
扶養義務者 (同居の家族)	0人	310,416円 未満	3,725,000円 未満
	1人	350,000円 未満	4,200,000円 未満
	2人	389,583円 未満	4,675,000円 未満
	3人	429,166円 未満	5,150,000円 未満

※扶養義務者の収入が年間収入額以上であるなど、本給付金(ひとり親世帯分)の支給要件を満たさない場合でも、本人がひとり親世帯以外分「次ページ参照」の支給要件を満たせば給付金を受給できます。

支給額 ●児童一人当たり一律5万円 ※ひとり親世帯以外分と重複して受給することはできません。

- 申請手続き**
- 支給対象者①に該当する方
申請手続き…不要(給付を希望しない場合にのみ、受給拒否の届出書を提出してください)
 - 支給対象者①に該当する方以外
申請手続き…総合支所窓口申請書等を提出してください。支給日…申請書の内容を確認後に、指定口座に順次振込みます。
- ※児童扶養手当の受給資格について、既に認定を受けている方には6月下旬以降に申請のご案内を送付します。
- ※申請のご案内が届かない方は、市ホームページから申請書等をダウンロードいただくか、総合支所窓口でお受け取りください。

問い合わせ 福祉事務所子育て支援課 / 0220-58-5562(平日 8:30~17:15)

③ 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外分)による支援



申請期限 / 令和5年2月28日まで

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、食費等の物価高騰等による支出の増加の影響を勘案し、ひとり親世帯以外に対し給付金を支給します。

- 支給対象者**
- 令和4年度分の住民税均等割が非課税で次の①～③のいずれかに該当する方(非課税者)
 - ① 令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている方
 - ② 令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の児童手当又は特別児童扶養手当に係る受給資格等の認定を受けた方
 - ③ 令和4年3月31日において、平成16年4月2日から平成19年4月1日までの間に出生した児童(高校生等)を養育する方、又は令和4年4月1日以降に新たに児童を養育するに至った方
 - 18歳年度末までの児童(障がい児については20歳未満)の養育者であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降に家計が急変し、収入が減少したことで、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方(家計急変者)

※「住民税均等割が非課税」相当である方の収入の目安

- 令和4年1月以降の収入について、収入が減少した任意の1か月の収入月額を12か月に換算(12倍)し、その額が年間収入額を下回る場合、住民税均等割が非課税の方と同様の事情にあると認められます。
- 配偶者についても、上記と同様に換算し、年間収入額が103万円を超える場合は、世帯人数から減じます。※同一生計配偶者

世帯人数	家族構成の例	収入月額	年間収入額
2人	申請者、子1人	114,833円 以下	1,378,000円 以下
3人	申請者、配偶者、子1人	140,000円 以下	1,680,000円 以下
4人	申請者、配偶者、子2人	174,750円 以下	2,097,000円 以下

- 支給額**
- 児童一人当たり一律5万円
※ひとり親世帯分の支給対象となった児童については対象外となります。

- 申請手続き**
- 支給対象者(非課税者)①、②に該当する方
申請手続き…不要(給付を希望しない場合にのみ、受給拒否の届出書を提出してください)
 - 支給対象者①、②に該当する方以外
申請手続き…総合支所窓口申請書等を提出してください。
支給日…申請書の内容を確認後に、指定口座に順次振込みます。
※高校生等を養育する方、また、児童手当等の受給者で令和4年度分の住民税均等割が課税の方に対し、7月上旬に申請のご案内を送付しますので、支給要件を確認していただき、該当する場合は申請をお願いします。
※申請のご案内が届かない方は、市ホームページから申請書等をダウンロードいただくか、総合支所窓口でお受け取りください。

問い合わせ 福祉事務所子育て支援課 / 0220-58-5562(平日 8:30~17:15)



④ 住居確保給付金による支援

離職後の住宅確保のため、有期で家賃相当額を支給します

離職・廃業から2年以内の方であって就労能力及び就労意欲のある人又は休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある人のうち、住居を喪失している人、または喪失する恐れがある人を対象として住宅費を支給するとともに、就労支援などを実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行っています。なお、支給については、世帯の収入や預貯金等の要件があります。

支給額 賃貸住宅の一月当たりの家賃額
(世帯の収入や世帯員数、預貯金額等により支給額が異なる場合があります。)

支給期間 原則3月(最長9月まで延長)

課税上の取扱い 本給付金は非課税となります。(家賃収入となった貸主は課税となります)

問い合わせ 登米市自立相談支援センターそ・えーる登米 0220-23-8610
(平日・土曜日・第1日曜日(祝日・年末年始を除く) 8:30~17:15) ※火・木は19:00まで
担当課:福祉事務所生活福祉課/0220-58-5552(平日 8:30~17:15)



⑤ 非課税世帯等臨時特別給付金による支援

申請期限/令和4年9月30日まで

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する住民税が非課税の世帯等に対し給付金を支給し、生活の支援を行います。

対象世帯 ①住民税(均等割)非課税世帯
基準日(令和4年6月1日)において、世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税である世帯(住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯を除く。)
②家計急変世帯
新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和4年1月以降において家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯
※既に非課税世帯等臨時特別給付金の支給を受けた世帯を除く。

支給額 1世帯当たり10万円を支給

申請手続き ①令和4年度住民税均等割が非課税の世帯(※未支給の世帯のみ)
ア.世帯の全ての方が、令和3年12月10日以前から現住所にお住まいの世帯
基準日(令和4年6月1日)時点で登米市に住所がある支給対象世帯へ、市から給付内容や確認事項が記載された確認書を送付しますので、確認書の内容(支給要件、振込先等)を確認し、必要事項を記入し、市へ提出してください。
イ.世帯の中に、令和3年12月11日以降に転入した方がいる世帯
申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに市へ提出してください。
②家計急変世帯
上記イと同じ
※申請書等の様式については、市ホームページからダウンロードしていただくか、生活福祉課窓口、総合支所窓口でお受け取りください。

問い合わせ 登米市臨時特別給付金専用電話/0120-100-430【フリーダイヤル】(平日 9:00~16:00)
福祉事務所生活福祉課/0220-58-5552(平日 8:30~17:15)

⑥ 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免

申請期限／令和5年3月31日まで

国民健康保険被保険者、後期高齢者医療被保険者のうち、以下の要件に該当する方の保険税(料)を減免します。

- 対象者**
- 【保険税(料)を全額免除】
新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯
 - 【保険税(料)の一部を減額】
新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少が見込まれ、次の①～③の要件全てに該当する世帯
 - 世帯の主たる生計維持者の事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、令和3年中に比べて3割以上減少する見込みであること。
 - 世帯の主たる生計維持者の令和3年中の所得の合計額が1,000万円以下であること。
 - 世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和3年中の所得の合計額が400万円以下であること。
- ※「主たる生計維持者」とは、原則としてその世帯の世帯主となります。

減免額 減免対象の保険税(料)額(A×B／C)に、令和3年中の所得の合計額に応じた減免割合(D)をかけた金額

○減免対象の保険税(料)額(A×B／C)

A	国保：世帯の被保険者全員について算定した保険税額 後期：同一世帯に属する被保険者について算定したそれぞれの保険料額
B	世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等にかかる令和3年中の所得額
C	世帯の主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の令和3年中の所得の合計額

○主たる生計維持者の令和3年中の所得の合計額に応じた減免割合…D

令和3年中の合計所得金額	減免割合(D)
300万円以下の場合	全部(10分の10)
400万円以下の場合	10分の8
550万円以下の場合	10分の6
750万円以下の場合	10分の4
1,000万円以下の場合	10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、令和3年中の所得の合計額にかかわらず、減免対象の保険税(料)額の全部を免除します。

※非自発的失業者にかかる軽減対象となる場合は、まず前年の給与所得を100分の30とみなすことにより軽減を行うこととし、今回の措置による給与収入の減少に伴う保険税(料)の減免は行いません。

※主たる生計維持者の前年の所得が0円以下の場合や、繰越損失控除があるために合計所得が0円になる場合は減免を適用することができません。

必要書類 対象者の1に該当する場合：減免申請書、死亡診断書もしくは診断書
対象者の2に該当する場合：減免申請書、令和3年中の各月ごとの収入がわかるもの、令和4年1月から申請する月までの収入がわかるもの
事業等の廃止や失業の場合は、証明できる書類

対象保険税(料) 令和4年度分の保険税(料)で、令和4年4月1日～令和5年3月31日までの納期限のもの

手続き 申請期限：令和5年3月31日 感染防止のため、まずはお電話でご相談ください。

問い合わせ 総務部税務課／0220-22-2163(平日 8:30～17:15)

7 介護保険料の減免



申請期限／令和5年3月31日まで

介護保険被保険者のうち、以下の要件に該当する方の保険料を減免します。

- 対象者**
- 【保険料全額免除】
新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第一号被保険者(65歳以上)
 - 【保険料の一部を減額】
新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少が見込まれ、次の①と②の要件全てに該当する第一号被保険者
 - 世帯の主たる生計維持者の事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、令和3年中に比べて3割以上減少する見込みであること。
 - 世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和3年中の所得の合計額が400万円以下であること。※「主たる生計維持者」とは、原則としてその世帯の世帯主となります。

減免額 減免対象の保険料額(A×B／C)に、令和3年中の所得の合計額に応じた減免割合(D)をかけた金額

○減免対象の保険料額(A×B／C)

A	当該第一号被保険者の保険料額
B	第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等にかかる令和3年中の所得額
C	第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の令和3年中の合計所得金額

○主たる生計維持者の令和3年中の所得の合計額に応じた減免割合…D

令和3年中の合計所得金額	減免割合(D)
210万円以下の場合	全部(10分の10)
210万円を超える場合	10分の8

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、令和3年中の合計所得金額にかかわらず、減免対象の保険料額の全部を免除します。

※主たる生計維持者の前年の所得が0円以下の場合や、繰越損失控除があるために合計所得が0円になる場合は減免を適用することができません。

必要書類 対象者の1に該当する場合：減免申請書、死亡診断書もしくは診断書
対象者の2に該当する場合：減免申請書、令和3年中の各月ごとの収入がわかるもの、令和4年1月から申請する月までの収入がわかるもの、事業等の廃止や失業の場合、証明できる書類

対象保険料 令和4年度分の保険料であって、令和4年4月1日～令和5年3月31日までの納期限のもの

手続き 申請期限：令和5年3月31日
感染防止のため、まずはお電話でご相談ください。

問い合わせ 総務部税務課／0220-22-2163(平日 8:30～17:15)



【情報】

⑧ 配偶者等からの暴力(DV)の被害者の相談支援

配偶者等からの暴力(DV)の被害者の相談支援のため、全国共通の電話相談ナビ(DV相談ナビ: #8008(はれれば))が設置されています。今般の新型コロナウイルス感染拡大に伴い「DV相談+ (プラス)」を実施し相談体制を拡充しています。

- 相談体制の拡充**
- ①24時間対応電話 電話番号:0120-279-889
 - ②チャット・メール相談
 - ※ホームページ(<https://soudanplus.jp>)からアクセス
 - ※チャット相談は12:00から22:00まで、メール相談は24時間受付
 - ③外国人相談者向けチャット・メール相談 対応言語は、英語、中国語、韓国語など
 - ※12:00から22:00まで受付



問い合わせ 福祉事務所子育て支援課/0220-58-5562(平日 8:30~17:15)

【猶予】

⑨ 市営住宅家賃の徴収猶予

市営住宅に入居している方で、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少し、家賃の支払いが困難な場合には、徴収猶予が認められる場合がありますのでご相談ください。

- 対象者** 市営住宅入居者で、新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯収入(非課税所得含む)が月額72,800円以下に減少した世帯
- 申請等** 必要な添付書類
- 収入が減少したことを確認できる書類
(勤務先が発行する給与明細で収入減少以前の明細と直近の明細等)
 - 非課税所得(障害年金、遺族年金等)がある場合は確認できる書類
※世帯の状況により異なりますので、下記までお問い合わせください。

問い合わせ 建設部住宅都市整備課/0220-34-2316(平日 8:30~17:15)

⑩ 水道料金・下水道使用料の支払い猶予



新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が著しく減少している場合など、一時的に水道料金・下水道使用料を期限内にお支払いが困難な方については、お支払い猶予等の相談に応じております。

- 対象者** 新型コロナウイルスの影響により収入が減少している場合など、一時的に水道料金・下水道使用料のお支払いが困難になった方 ※個人・法人を問わず、全ての契約者が対象です。

問い合わせ 登米市水道お客様センター/0120-023-151【フリーダイヤル】
(平日 8:00~18:00) ※水曜日は20:00まで(土曜日 8:00~12:00)

2 事業者向け情報



【補助金等】

⑪ 事業復活支援給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少した事業者の事業継続を支援するため、国の事業復活支援金に市が独自に上乗せする「登米市事業復活支援給付金」を支給します。

対象者 市内に本店を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者で、国の事業復活支援金を受給している事業者

給付金額 ●国の事業復活支援金に申請した売上金額の減少率が30%以上50%未満の場合
個人事業者：一律15万円 法人：一律30万円

●国の事業復活支援金に申請した売上金額の減少率が50%以上の場合
個人事業者：一律25万円 法人：一律50万円

必要書類 申請書と誓約書は市ホームページからダウンロードできるほか、登米市内商工会、各総合支所、地域ビジネス支援課の窓口でも取得できます。

①登米市事業復活支援給付金交付申請書兼請求書(様式第1号)
②誓約書(様式第2号)
③国の事業復活支援金の給付通知書(ハガキ)の写し(宛先の面と給付金額や振込口座の記載がある面の両方の写し)

「事業復活支援金」の給付通知書の写し
(「事業復活支援金」ホームページより)



(宛名の面)

(振込口座の記載がある面)

※以下に該当する方は追加で書類の提出をお願いします。

- 給付通知書の写しが提出できない場合
 - ①国の事業復活支援金のマイページ(登録情報及び申請ステータス)の写し
 - ②確定申告書の写し
 - ③国の事業復活支援金の振込先口座の通帳等の写し(金融機関名、本支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の部分と支援金の振込日及び振込金額の部分)
- 給付金の振込先に国の事業復活支援金と別の口座を指定する場合
振込先口座の通帳等の写し
(金融機関名、本支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の部分)

申請期限 令和4年6月27日(月)～令和4年11月30日(水)

課税上の取扱い 本給付金は課税対象となります。

問い合わせと提出先 〒987-0602 登米市中田町上沼字西桜場18番地
産業経済部地域ビジネス支援課／0220-34-2706(平日 8:30～17:15)
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則郵送にて申請を受け付けます。なお、郵送料はご負担願います。

⑫ にぎわい回復支援補助金（商店街等が実施する独自事業への支援）

新型コロナウイルス感染症の影響により売上げの落ち込んだ商店街等の経済活動を回復させるため、感染予防のための必要な対策を講じた上で商店街等が実施する独自事業に対し支援します。

対象者 下記のいずれかを満たすこと
 ①商店街等組織（商店街、商店会等）
 ②法人化されていない商店街等（小売業・サービス業等を営む者の店舗等が主体となっているもの）を構成する任意の団体であって、規約等により代表者の定めがある団体

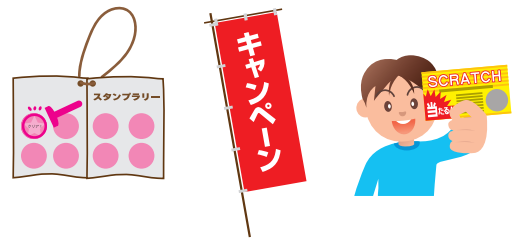
対象見込取組内容（例示）
 ●オンラインイベント等の開催
 ●商店街等で発行した共通商品券
 ●スタンプラリー等

補助率 対象経費の3分の2以内

補助金額 10万円以上100万円を上限

申請期限 令和4年6月27日（月）～ 令和4年11月30日（水）

問い合わせ 産業経済部地域ビジネス支援課／0220-34-2706（平日 8:30～17:15）



⑬ 営農資金借入に対する利子補給

申請期限／令和5年3月31日まで

農業協同組合が組合員へ融資する「アグリエール資金（新型コロナ対策）」の利子を補給し、農業等の営農継続を支援します。

対象者 新型コロナウイルス感染症の影響により農畜産物の生産活動に影響を受け、営農継続を図るため農業協同組合が創設した「アグリエール資金（新型コロナ対策）」の融資を受けた市内の農業者等 ※個人も対象となります。

利子補給率	基準金利	利子助成等機関別内訳		貸付利率	保証料
		農協	市		
JAみやぎ登米	2.10%	0.60%	0.50%	1.00%	農林中央金庫より全額助成
JA新みやぎ	2.00%	0.50%	0.50%	1.00%	

利子補給（返済） 期間 5年以内

申請手続き 「アグリエール資金（新型コロナ対策）」の貸付手続等については、組合員となっている農業協同組合（みやぎ登米農業協同組合、または新みやぎ農業協同組合）へお問い合わせください。

課税上の取扱い 本給付金は課税対象となります。

問い合わせ 産業経済部産業総務課／0220-34-2716（平日 8:30～17:15）



⑭ 燃料価格高騰対策運送業者等支援金



新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和3年10月以降の燃料価格高騰により、厳しい経営環境の中で事業を継続している市内運送業者等に対し、事業に要した車両に対する燃料購入費の一部を支援します。

- 対象者** 市内に事務所を置く次に掲げる運送事業者
①トラック・運送事業者 ②貸切バス事業者 ③タクシー等事業者 ④自動車運転代行業者
- 対象経費** 令和3年10月から令和4年5月までの8か月間のうち任意の4か月間において、運行のために購入した燃料の購入費
- 支援単価** 1リットル当たり5円(千円未満切捨て)
- 必要書類** 申請書は市ホームページからダウンロードできるほか、地域ビジネス支援課の窓口でも取得できます。
①燃料価格高騰対策運送業者等支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)
②交付対象車両一覧(様式第2号)
③事業に係る許可書写し(国土交通大臣の許可書、都道府県公安委員会からの認定書等)
④交付対象車両全ての車検証の写し及び交付対象車両全ての写真
⑤令和3年10月から令和4年5月までの8か月間における、交付対象者が交付対象車両の運行のために購入した燃料の数量、金額、購入日時等が分かる書類(収書等)
⑥振込先口座の分かるもの
⑦申請書の身分証明書の写し
⑧法人の場合のみ、直近の確定申告書等の写し
- 申請期限** 令和4年7月1日(金)～令和4年10月31日(月)
- 問い合わせと提出先** 〒987-0602 登米市中田町上沼字西桜場18番地
産業経済部地域ビジネス支援課／0220-34-2706(平日 8:30～17:15)
※持参または郵送にて申請を受け付けます。なお、郵送料はご負担願います。

⑮ ときめき生活応援商品券の配布

市民の生活支援及び市内経済の活性化を図るため、市民一人当たり3,000円分の「登米市ときめき生活応援商品券」を配布しました。ぜひ、市内取扱店でご使用ください。

※今回は「引換券」ではなく「商品券」を配布していますので、購入することなく使用できます。

- 配布対象者** 令和4年5月1日時点で、登米市の住民基本台帳に登録されている方
- 商品券の内訳** 地元券(一般小売店等)2,000円分(500円券4枚)
共通券(一般小売店等、大型店併用)1,000円分(500円券2枚)
※おつりは出ません。※紛失等した場合に再発行はできません。
- 使用期間** 令和4年7月1日(金)～12月31日(土)
- 取扱店** 取扱店等については商品券に同封した一覧のほか、市ホームページをご参照ください(取扱店の追加があった場合は随時更新いたします)。
- 問い合わせ** 産業経済部地域ビジネス支援課／0220-34-2706(平日 8:30～17:15)



【補助金等】

⑩ 農業経営収入保険制度への加入支援

令和5年の収入保険加入者が対象

新型コロナウイルス感染症の影響などで減収した農業収入に対し補填する農業経営収入保険制度への加入を支援します。

対象者 令和5年の農業経営収入保険に新規で加入し、保険料を納付する農業者等(法人含む)
※令和3年度事業対象者は対象外となります。

補助対象 農業経営収入保険の個人負担分(積立金及び付加保険料は除く)

補助額 個人負担分の保険料の2分の1以内とし10万円を上限として補助(千円未満切捨て)

申請手続き 収入保険の加入申請時などに宮城県農業共済組合に対し申請等の委任状を提出することで、農業共済組合が申請から交付までを代理で行います。

問い合わせ 産業経済部農政課／0220-34-2713(平日 8:30~17:15)
宮城県農業共済組合県北支所 収入保険課／0220-22-8411(平日 8:30~17:15)

⑪ 燃料価格高騰対策施設園芸支援金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和3年10月以降の燃料価格高騰により、経済的な影響を受けている市内の施設園芸農家に対し、燃料費の一部を支援します。

対象者 加温設備を導入している市内施設園芸農業者等(法人含む)

対象経費 令和3年10月から令和4年5月までの8か月間に園芸施設の加温のために購入した燃料の購入費

支援単価 1リットル当たり5円(千円未満切捨て)

必要書類 申請書は市ホームページからダウンロードできるほか、JAみやぎ登米園芸課、JA新みやぎ南三陸統括営農センターの窓口でも取得できます。
①燃料価格高騰対策施設園芸支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)
②園芸施設の加温のために購入した燃料の油種、購入量、購入日等が分かる書類(納品書、領収書等)
③振込先口座が分かるもの

申請期限 令和4年7月1日(金)~ 令和4年10月31日(月)

問い合わせ 産業経済部農政課／0220-34-2713(平日 8:30~17:15)

